

## 第4節

## 地方障害者計画の策定状況

平成16年6月の「障害者基本法」の改正により、都道府県及び市町村における障害者計画の策定が、義務化されている。

平成22年度末の地方障害者計画（以下「計画」という。）の策定状況をみると、都道府県及び指定都市においては、すべての団体が計画が策定されている。

計画の策定体制及び推進体制についてみると、都道府県及び指定都市の場合、約8～9割の団体において関係部局からなる横断的な検討体制がとられており、推進体制においても約7割の団体において同様の対応がとられている。また、計画策定時においては、当事者からのヒアリングや住民参加が都道府県の場合、約8～9割の団体で実施されており、指定都市の場合、ほぼすべての団体で実施されている。また、「地方障害者施策推進協議会」についてはすべての団体において活用されている。

計画の内容をみると、国の「障害者基本計画」に盛り込まれた8分野のうち、「啓発・広報」、「生活支援」、「生活環境」、「教育・育成」、「雇用・就業」、「保健・医療」及び「情報・コミュニケーション」はすべての団体の計画に盛り込まれているが、「国際協力」は約3割となっている。

市町村（指定都市を除き、特別区を含む。以下この節において同じ。）においては、平成23年3月時点で計画を策定している団体は1,731団体中1,662団体（全体の96.0%）、前年度の同時点では1,732団体中1,670団体（全体の96.4%）となっている。

次に、市町村における計画の策定体制及び推進体制についてみると、計画策定時には約6割の団体が、推進時には約3

割の団体が関係部局による横断的な取組を行っているが、都道府県及び指定都市と比べるとその割合は下回っており、特に推進体制の割合が低くなっている。また、計画策定時における当事者からのヒアリングや住民参加は、7割前後の団体で実施されているが、「地方障害者施策推進協議会」については、市町村には設置が義務づけられていないこともあり、その活用は5割弱の団体にとどまっている。

計画の内容については、国の「障害者基本計画」に盛り込まれた8分野のうち、「啓発・広報」、「生活支援」、「生活環境」、「教育・育成」、「雇用・就業」及び「保健・医療」は9割以上の団体で盛り込まれており、「情報・コミュニケーション」は9割弱の団体で盛り込まれているが、「国際協力」は約1割にとどまっている。

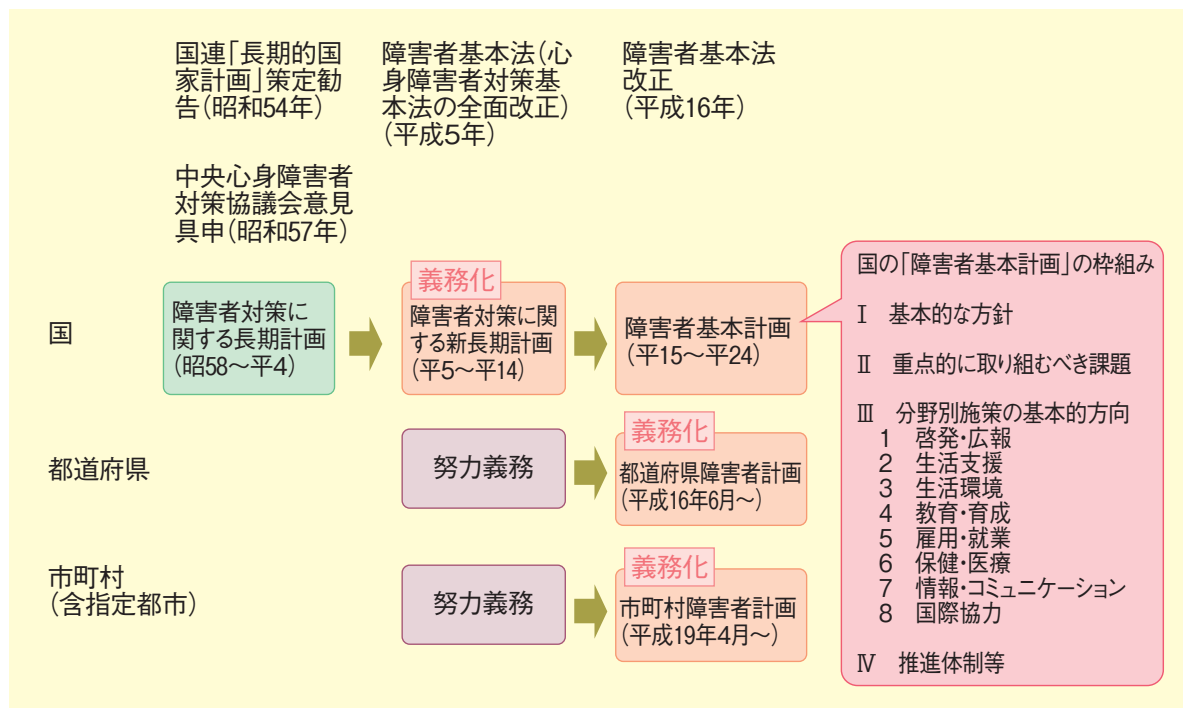
なお、「障害者自立支援法」においては、都道府県及び市町村は障害福祉計画を策定することが義務づけられ、障害福祉計画を策定するときは、「障害者基本法」に規定する地方障害者計画等の計画と調和が保たれるよう策定することが義務づけられているが、同基本法に基づく地方障害者計画と障害福祉計画との関係は、図表1-45のとおりである。

地方障害者計画は、「障害者基本法に基づく障害者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画」であって、障害のある人に関する施策分野全般にわたるものに対し、障害福祉計画は、3年を1期として定める「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等の確保に関する計画」であって、主として、地方障害者計画に盛り込まれた「生活支援」の事項のうちの福祉サービスに関する実施計画的なものとして位置づけられている。

後期5か年計画においては、その推進に当たり、地方公共団体と緊密な連携協力を図る

ため、都道府県との会議を毎年開催するとともに、市町村に対し、障害者計画に係る技術的協力をを行うとしている。

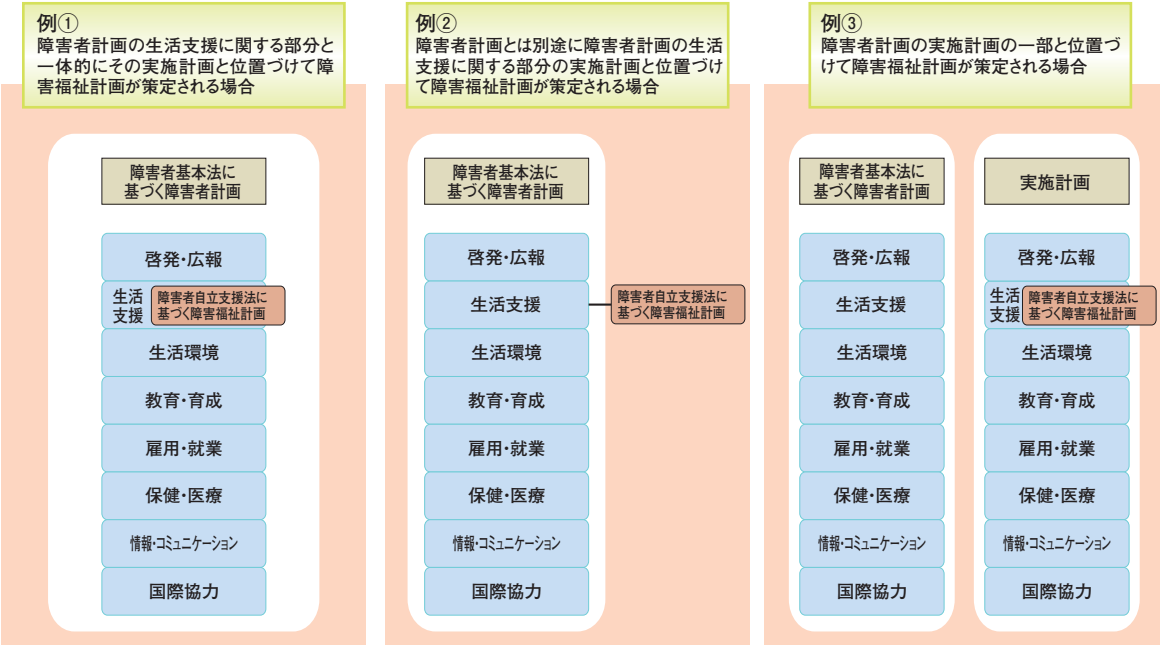
■ 図表1-44 障害者基本計画及び障害者計画の法的位置づけ



資料：内閣府

■ 図表1-45 障害者計画と障害福祉計画の関係

- 障害者計画は、「障害者基本法」に基づく障害者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画。
- 障害福祉計画は、障害者計画の中の「生活支援」に関わる事項中、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画的な位置づけ。



(注) 基本計画及び実施計画の項目立ては、国にならった場合。

資料：内閣府

■ 図表1-46 障害者計画の策定体制及び推進体制

		都道府県	47	指定都市	19	市町村	1,662
計画の策定体制	関係部局による検討チームの設置	40	(85.1%)	16	(84.2%)	916	(55.1%)
	ニーズ調査の実施	38	(80.9%)	19	(100.0%)	1,368	(82.3%)
	当事者からのヒアリング	38	(80.9%)	17	(89.5%)	1,072	(64.5%)
	計画策定過程における住民参加	42	(89.4%)	18	(94.7%)	1,239	(74.5%)
	地方障害者施策推進協議会の活用	47	(100.0%)	19	(100.0%)	750	(45.1%)
	その他	2	(4.3%)	0	(0.0%)	49	(2.9%)
計画の推進体制	計画の実施状況の把握	46	(97.9%)	17	(89.5%)	1,262	(75.9%)
	計画に盛り込まれた施策等の有効性検証	40	(85.1%)	14	(73.7%)	914	(55.0%)
	部局横断的な組織(本部・チーム等)の設置	32	(68.1%)	11	(57.9%)	464	(27.9%)
	障害者関係団体との意見交換	39	(83.0%)	13	(68.4%)	1,027	(61.8%)
	その他	0	(0.0%)	1	(5.3%)	26	(1.6%)

※ ( ) 内は全体に対する割合

資料：内閣府

■ 図表1-47 障害者計画に盛り込まれた施策分野

		都道府県	47	指定都市	19	市町村	1,662
計画に盛り込んだ施策の分野	啓発・広報	47	(100.0%)	19	(100.0%)	1,582	(95.2%)
	生活支援	47	(100.0%)	19	(100.0%)	1,620	(97.5%)
	生活環境	47	(100.0%)	19	(100.0%)	1,613	(97.1%)
	教育・育成	47	(100.0%)	19	(100.0%)	1,599	(96.2%)
	雇用・就業	47	(100.0%)	19	(100.0%)	1,623	(97.7%)
	保健・医療	47	(100.0%)	19	(100.0%)	1,608	(96.8%)
	情報・コミュニケーション	47	(100.0%)	19	(100.0%)	1,489	(89.6%)
	国際協力	14	(29.8%)	5	(26.3%)	117	(7.0%)
	その他	2	(4.3%)	0	(0.0%)	33	(2.0%)
	「生活環境」の内訳	住宅、建築物のバリアフリー化の推進	47	(100.0%)	18	(94.7%)	1,554
公共交通機関のバリアフリー化の推進等		47	(100.0%)	19	(100.0%)	1,444	(86.9%)
安全な交通の確保		44	(93.6%)	18	(94.7%)	1,332	(80.1%)
防災		45	(95.7%)	19	(100.0%)	1,481	(89.1%)
防犯		41	(87.2%)	13	(68.4%)	1,154	(69.4%)
その他		4	(8.5%)	0	(0.0%)	75	(4.5%)

※ ( ) 内は全体に対する割合

資料：内閣府